国立研究開発法人新エネルギー・産業技術総合開発機構令和4年度安定供給確保支援基金事業に関する報告書及び同報告書に付する経済産業大臣の意見

本電子媒体 (PDF) は原本と相違ない。 令和5年11月24日 経済産業省 大臣官房 経済安全保障室 経済施策を一体的に講ずることによる安全保障の確保の推進に関する法律(令和4年法律第43号)第43条第2項において準用する同法第34条第9項の規定に基づき、国立研究開発法人新エネルギー・産業技術総合開発機構令和4年度安定供給確保支援基金事業に関する報告書を、経済産業大臣の意見を付して報告するものである。

国立研究開発法人新エネルギー・産業技術総合開発機構令和4年度安定供給確保支援基金事業に関する報告書及び同報告書に付する経済産業大臣の意見

国立研究開発法人新エネルギー・産業技術総合開発機構 令和4年度安定供給確保支援基金事業に関する報告書・	 )	•	•	•	•	•	•		1
国立研究開発法人新エネルギー・産業技術総合開発機構									
令和4年度安定供給確保支援基金事業に関する報告書に									
付する経済産業大臣の意見・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・	 ,	•	•	•	•	•	•	3	7

国立研究開発法人新エネルギー・産業技術総合開発機構 令和4年度安定供給確保支援基金事業に関する報告書

# 目 次

Ι.	令和4年	度安定供給確保支援基金事業に関する報告書・・・・・・・・	5
П.	参考資料	······································	9
資料 資料		安定供給確保支援基金補助金交付要綱(20230307 財官第 1 号) 安定供給確保支援基金補助金実施要領(20230307 財官第 1 号)	
資料	3 – 1	安定供給確保支援基金事業の実施に関する規程(2023 年 3 月 15 日 2022 年 規程第 58 号)	.度
資料	3 - 2	安定供給確保支援基金の管理及び運用に関する機構達(2023年3月15日 2022年度機構達第20号)	
資料	4	参照条文等	

I. 令和4年度安定供給確保支援基金事業に関する報告書

# 令和4年度安定供給確保支援基金事業について

## 1. 基金の概要

国立研究開発法人新エネルギー・産業技術総合開発機構(以下「機構」という。)は、第 4 期中長期目標において、経済施策を一体的に講ずることによる安全保障の確保の推進に関する法律(以下「経済安全保障推進法」という。)第 9 条第 1 項の規定に基づき、経済産業大臣が認定した供給確保計画に従って認定供給確保事業者(同法第 1 0 条第 1 項に規定する認定供給確保事業者をいう。)が認定供給確保事業(同法第 1 1 条第 1 項に規定する認定供給確保計画に従って行われる特定重要物資等(同法第 7 条の規定に基づき経済施策を一体的に講ずることによる安全保障の確保の推進に関する法律施行令(令和 4 年政令第 3 9 4 号)第 1 条の規定により指定された同条第 3 号から第 8 号までに掲げる特定重要物資又はその生産に必要な原材料等(以下「特定重要物資等」という。))の安定供給確保のための取組に関する事業をいう。)に充てるための助成金の交付の業務を行うため、令和 5 年 3 月 1 5 日に、安定供給確保支援基金補助金交付要綱(20230307 財官第 1 号)に基づき 8 , 2 8 8 . 1 億円が機構に交付され、令和 5 年 3 月 2 4 日に、国立研究開発法人新エネルギー・産業技術総合開発機構法第 1 6 条の 6 の規定及び安定供給確保支援基金補助金実施要領(20230307 財官第 1 号)に基づき、その全額をもって基金を造成した。

# 2. 基金の管理体制等

業務を適切に執行するため、「安定供給確保支援基金事業の実施に関する規程」(2023年3月15日2022年度規程第58号)(資料3-1)を制定した。

また、基金を適切に管理・運用するため、「安定供給確保支援基金の管理及び運用に関する機構達」(2023年3月15日2022年度機構達第20号)(資料3-2)を制定した。

#### 3. 業務に係る収入・支出及びその内訳(今後の見込みを含む)について

(単位:百万円)

		令和4年度	令和5年度(見込み)
前年度末基金残高(a)			828, 810
	国からの資金交付額	828, 810	_
収	運用収入		7
入	その他		0
	合計(b)	828, 810	7
支	事業費		264, 410
出出	管理費		428
Щ	合計(c)		264, 838
国庫返納額(d)		_	

当年度末基金残高(a+b-c-d)	828, 810	563, 979
(うち国費相当額)	(828, 810)	(563, 979)

# 4. 安定供給確保支援基金事業の実施決定件数・実施決定額

	令和4年度
実施決定件数(単位:件)	0
実施決定額 (単位:百万円)	0

# 5. 保有割合

基金の年度末残高については、全て次年度以降の業務のために活用されることとなるため、令和4年度末時点での保有割合は「1」となる。

# <保有割合の算定根拠>

(令和4年度末基金残高) ÷ (令和5年度以降業務に必要となる額)

# 6. 安定供給確保支援基金事業の目標に対する達成度

安定供給確保支援基金事業は、国民の生存や、国民生活・経済活動に甚大な影響のある物資の安定供給を確保するため、特定重要物資等について、生産基盤の整備、生産技術開発等を進めることで、国内での当該物資等の安定供給確保に貢献することを目指している。

令和4年度は、関係規程等を整備するとともに、事業の効果的な運用を目指し経済産業 省と協議を行い、着実に事業運営を実施した。

次年度以降は、経済産業大臣が認定した供給確保計画に従って認定供給確保事業者が認定供給確保事業を行うために必要な資金に充てるための助成金の交付の業務及びこれに附帯する業務を実施する。

# Ⅱ. 参考資料

# 経済産業省

20230307財官第1号

安定供給確保支援基金補助金交付要綱を次のとおり制定する。

令和5年3月9日

経済産業大臣 西村 康稔

#### 安定供給確保支援基金補助金交付要綱

(通則)

第1条 国立研究開発法人新エネルギー・産業技術総合開発機構(以下「機構」という。)に対する安定供給確保支援基金補助金(以下「補助金」という。)の交付については、補助金等に係る予算の執行の適正化に関する法律(昭和30年法律第179号。以下「適正化法」という。)、補助金等に係る予算の執行の適正化に関する法律施行令(昭和30年政令第255号。以下「施行令」という。)及びその他の法令の定めによるほか、この要綱の定めるところによる。

(交付の目的)

第2条 本補助金は、機構が、国立研究開発法人新エネルギー・産業技術総合開発機構法(平成14年 法律第145号。以下「機構法」という。)第16条の6第1項の規定に基づき、安定供給確保支援 基金を造成し、経済施策を一体的に講ずることによる安全保障の確保の推進に関する法律(令和4年 法律第43号。以下「経済安全保障推進法」という。)第42条第1項に規定する業務(同条第2項 の規定による指定に係るものに限る。)を行うことで、認定供給確保事業(同法第11条第1項に規 定する認定供給確保計画に従って行われる特定重要物資等の安定供給確保のための取組に関する事 業をいう。)を促進することを目的とする。

(交付の対象)

第3条 経済産業大臣(以下「大臣」という。)は、機構が基金を造成し、別途定める「安定供給確保 支援基金補助金実施要領」(以下「実施要領」という。)に定める安定供給確保支援基金事業(以下 「基金事業」という。)を実施するため、予算の範囲内で機構に対して本補助金を交付する。

(交付の申請手続)

第4条 機構は、本補助金の交付を受けようとするときは、交付申請書(様式第1)に大臣が定める書類(以下「添付書類」という。)を添えて、大臣に提出しなければならない。

2 機構は、本補助金の交付の決定を受けた後の事情の変更により交付申請書(様式第1)の内容を変更して基金事業を行う場合には、変更交付申請書(様式第2)に添付書類を添えて速やかに大臣に提出しなければならない。

(電子情報処理組織による申請等)

第5条 機構は、前条第1項の規定に基づく補助金の交付申請、同条第2項の規定に基づく変更交付申請、第8条の規定に基づく補助金の支払請求、第11条の規定に基づく状況報告、第14条第1項の規定に基づく実績報告等、第18条第3項の規定に基づく取得財産等の処分の承認申請(以下「交付申請等」という。)又は第22条第1項の規定に基づく基金の残余額の報告については、電子情報処理組織を使用する方法(適正化法第26条の3第1項の規定に基づき大臣が定めるものをいう。)により行うことができる。

(電子情報処理組織による処分通知等)

第6条 大臣は、前条の規定により行われた交付申請等に係る次条第1項の規定に基づく通知、第11条の規定に基づく要求、第15条第1項の規定に基づく通知、同条第2項の規定に基づく返還命令、同条第3項の規定に基づく納付命令、第18条第3項の規定に基づく承認又は第22条の規定に基づく返還命令について、当該通知等を補助金申請システム又は電子メールにより行うことができる。

(交付決定の通知)

- 第7条 大臣は、第4条第1項又は第2項の規定による申請書の提出があった場合には、当該申請書の 内容を審査し、本補助金を交付すべきものと認めたときは、交付決定を行い、交付決定通知書(様式 第3)を機構に送付するものとする。
- 2 第4条第1項又は第2項の規定による申請書が到達してから、当該申請に係る前項による交付決定を行うまでに通常要すべき標準的な期間は、30日とする。
- 3 大臣は、第1項の通知に際して必要な条件を付することができる。

(補助金の請求)

第8条 機構は、前条第1項により交付決定通知を受け、本補助金の支払を受けようとするときは、補助金支払請求書(様式第4)を大臣に提出しなければならない。

(基金の基本的事項の公表等)

- 第9条 機構は、基金の造成後、速やかに、基金に係る管理・運用の基本的事項として、実施要領第2の 2. に定める事項について公表しなければならない。
- 2 機構は、基金の額が基金事業等の実施の状況その他の事情に照らして過大であると大臣が認めた場合は、速やかに、交付を受けた補助金の全部又は一部に相当する金額を国庫に納付しなければならない。

(基金の経理等)

- 第10条 機構は、基金の経理について、他の経理と明確に区分して収入額及び支出額を記載し、基金の使途を明らかにしておかなければならない。
- 2 機構は、前項の経理を行う場合、基金運用による収入及び基金事業に要する経費の予算と決算との関係を明らかにした調書(様式第5)を作成し、会計帳簿とともに、基金事業の完了した日の属する

年度の終了後5年間、大臣の要求があったときは、いつでも閲覧に供せるよう保存しておかなければならない。

(状況報告)

第11条 機構は、基金事業の実施状況について、大臣から要求があった場合には、速やかに状況報告書(様式第6)を大臣に提出しなければならない。

(是正のための措置)

第12条 大臣は、基金の管理・運用又は実施要領に定める基金事業が適切に実施されていないと認めるときは、是正のための措置を採るべきことを機構に命ずることができる。

(交付決定の取消し等)

- 第13条 大臣は、次の各号のいずれかに該当する場合には、交付した本補助金の全部若しくは一部を 取り消し、又は変更することができる。
  - 一 機構が、法令、本要綱又はこれらに基づく大臣の処分若しくは指示に違反した場合
  - 二 機構が、基金を基金事業以外の用途に使用した場合
  - 三 機構が、基金の管理・運用又は基金事業の実施に関して不正、怠慢、その他不適当な行為をした 場合
  - 四 機構が、別紙記載の暴力団排除に関する誓約事項に違反した場合
  - 五 前4号までに掲げる場合のほか、交付決定後に生じた事情の変更等により、基金の全部又は一部 を継続する必要がなくなった場合
- 2 大臣は、前項の取消し又は変更を行った場合において、既に当該取消し又は変更に係る部分に対する補助金が交付されているときは、期限を付して当該補助金の全部又は一部の返還を命ずるものと する。
- 3 大臣は、前項の返還を命ずる場合には、第1項第5号に規定する場合を除き、その命令に係る本補助金の受領の日から納付の日までの期間に応じて、年利10.95パーセントの割合で計算した加算金の納付を併せて命ずるものとする。
- 4 第2項の返還期限は、当該命令のなされた日から20日以内とし、期限内に納付がない場合は、未納に係る金額に対して、その未納に係る期間に応じて年利10.95パーセントの割合で計算した延滞金を徴するものとする。

(実績報告)

- 第14条 機構は、基金の造成が完了した日から起算して30日を経過した日(前条第1項により交付 決定の全部の取消しを命じられた場合には、当該命令がなされた日から起算して30日を経過した 日)又は基金の造成が完了した日の翌年度の4月10日のいずれか早い日までに実績報告書(様式第7)を大臣に提出しなければならない。
- 2 前項の期日については、大臣が特に必要があり、かつ、予算の執行上支障がないと認めるときは、 この期日を繰り下げることができる。

(補助金の額の確定等)

第15条 大臣は、前条第1項の報告を受けた場合には、報告書等の書類審査及び必要に応じて現地調査等を行い、造成された基金が本補助金の交付の決定の内容及びこれに付した条件に適合すると認

めたときは、交付すべき本補助金の額を確定し、機構に通知するものとする。

- 2 大臣は、機構に交付すべき補助金の額を確定した場合において、既にその額を超える補助金が交付 されているときは、期限を定めて、その超える部分について国庫に返還することを命ずるものとする。
- 3 前項の補助金の返還期限は、当該命令のなされた日から20日以内とし、期限内に納付がない場合は、未納に係る金額に対して、その未納に係る期間に応じて年利10.95パーセントの割合で計算した延滞金を徴するものとする。

#### (契約及び交付等)

- 第16条 機構は、基金事業を実施するため、委託、売買、請負その他の契約(契約金額100万円未満のものを除く。)又は助成金の交付をするに当たり、経済産業省から補助金交付等停止措置又は指名停止措置が講じられている事業者を契約の相手方又は助成金の交付先としてはならない。ただし、基金事業の運営上、当該事業者でなければ基金事業の実施が困難又は不適当である場合は、大臣の承認を受けて当該事業者を契約の相手方又は助成金の交付先とすることができる。
- 2 大臣は、機構が前項本文の規定に違反して経済産業省からの補助金交付等停止措置又は指名停止措置が講じられている事業者を契約の相手方又は助成金の交付先としたことを知った場合は必要な措置を求めることができるものとし、機構は大臣から求めがあった場合はその求めに応じなければならない。
- 3 前2項までの規定は、基金事業の一部を第三者に請け負わせ、委託し、助成金を交付し、又は共同して実施する体制が何重であっても同様に取り扱うものとし、機構は、必要な措置を講じるものとする。

#### (財産の管理等)

- 第17条 機構は、基金事業(機構が基金事業の一部を第三者に実施させた場合における経費を含む。) により機構が取得し、又は効用の増加した財産(以下「取得財産等」という。)については、基金事業 の完了後においても、善良な管理者の注意をもって管理し、補助金の交付の目的に従って、その効率的 運用を図らなければならない。
- 2 機構は、取得財産等について、様式第8による取得財産等管理台帳を備え管理しなければならない。
- 3 機構は、当該年度に取得財産等があるときは、実施要領第2の3. (1)に定める報告(毎年度、翌年度の6月30日までに行う報告に限る。)を行う際に様式第9による取得財産等管理明細表を提出しなければならない。

## (財産の処分の制限)

- 第18条 取得財産等のうち、処分を制限する財産は、施行令第13条第1号から第3号までに定める 財産、取得価格又は効用の増加価格が単価50万円以上かつ使用可能期間が1年以上の機械、器具及び その他の財産とする。
- 2 前項の規定により財産の処分を制限する期間は、補助金交付の目的及び減価償却資産の耐用年数等 に関する省令(昭和40年大蔵省令第15号)を勘案して、大臣が別に定める期間とする。
- 3 機構は、前項の規定により定められた期間内において、処分を制限された取得財産等を処分しようとするときは、あらかじめ様式第10による申請書を大臣に提出し、その承認を受けなければならない。

#### (情報管理及び秘密保持)

第19条 機構は、基金事業の実施に際し知り得た第三者の情報であって秘密である旨表示されたもの

(以下「秘密情報」という。) については、当該情報を提供する者の指示に従い、又は、特段の指示がないときは情報の性質に応じて、法令を遵守し適正な管理をするものとし、基金事業の目的又は提供された目的以外に利用してはならない。

なお、秘密情報のうち契約の相手方、助成金の交付先その他の第三者の秘密情報(基金事業関係者が 取得した個人情報等を含むがこれらに限定されない。)については、機密保持のために必要な措置を講 ずるものとし、正当な理由なしに、経済産業省以外の第三者に対して開示、公表、漏えいしてはならな い。

- 2 前項にかかわらず、次の各号に該当する資料及び情報は秘密情報から除くものとする。
  - 一 機構に開示された時点で、既に公知となっていたもの
  - 二 機構に開示された後で、機構の責に帰すべき事由によらず公知となったもの
  - 三 機構に開示された時点で、既に機構が保有していたもの
  - 四 機構が、守秘義務を負うことなく第三者から正当に開示されたもの
  - 五 機構が、秘密情報によらずに独自に創作したもの
- 3 機構は、基金事業の一部を第三者(以下「履行補助者」という。)に行わせる場合には、履行補助者 にも本条の定めを遵守させなければならない。機構又は履行補助者の役員又は従業員による情報漏え い行為も機構による違反行為とみなす。
- 4 本条の規定は基金事業の完了後も有効とする。

#### (暴力団排除に関する誓約)

第20条 機構は、別紙記載の暴力団排除に関する誓約事項について補助金の交付申請前に確認しなければならず、交付申請書の提出をもってこれに同意したものとする。

#### (協力事項)

第21条 機構は、各種評価及び追跡調査に係る資料作成、ヒアリングへの対応並びに委員会等への出席、その他経済産業省からの要求に基づく情報の提供について、基金事業の終了後も機構の負担において経済産業省に協力するものとする。

# (基金の廃止等)

- 第22条 機構は、基金を廃止する場合には、廃止するときに保有する基金の残余額を大臣に報告し、そ の指示を受けて、これを国庫に返還しなければならない。
- 2 機構は、基金の廃止後において、基金事業に係る契約の相手方又は助成金の交付先から返還金を受け取った場合には、これを国庫に返還しなければならない。

#### (その他)

第23条 本要綱に定める事項については、必要が生じた場合に大臣が必要な変更を行うことができる ものとする。

# 附 則

この要綱は、令和5年3月9日から施行する。

# 経済産業省

20230307財官第1号

安定供給確保支援基金補助金実施要領を次のとおり制定する。

令和5年3月9日

経済産業大臣 西村 康稔

#### 安定供給確保支援基金補助金実施要領

#### 第1 趣旨

本実施要領は、国立研究開発法人新エネルギー・産業技術総合開発機構(以下「機構」という。)が、安定供給確保支援基金補助金交付要綱(以下「交付要綱」という。)第3条に基づき、国からの補助金を受けて、認定供給確保事業者(経済施策を一体的に講ずることによる安全保障の確保の推進に関する法律(令和4年法律第43号。以下「経済安全保障推進法」という。)第10条第1項に規定する認定供給確保事業者をいう。以下同じ。)が認定供給確保事業(同法第11条第1項に規定する認定供給確保計画(以下単に「認定供給確保計画」という。)に従って行われる特定重要物資等の安定供給確保のための取組に関する事業をいう。)を行うために必要な資金に充てるための助成金の交付に係る事業を実施するための安定供給確保支援基金(以下「基金」という。)を造成し、当該基金を活用して、安定供給確保支援基金事業(以下「基金事業」という。)を実施するために必要な手続等について定めるものである。

## 第2 業務内容

機構は、基金を造成して、本実施要領第3に定める基金事業を実施するものとする。

## 1. 基金の造成

機構は、交付要綱に基づき、国からの安定供給確保支援基金補助金(以下「補助金」という。)を受けて基金を造成するものとする。

#### 2. 基金の基本的事項の公表

機構は、基金の名称、基金の額、基金のうち国庫補助金等相当額、基金事業の概要、基金事業の目標について、基金造成後速やかに公表するものとする。

#### 3. 基金事業に係る報告等

(1)機構は、基金事業を終了するまでの間、毎年度、基金の額(残高及び国庫補助金等相当額)、

基金事業に係る収入・支出及びその内訳(今後の見込みを含む。)、保有割合(「補助金等の交付により造成した基金等に関する基準」(平成18年8月15日閣議決定)中「3(3)基金の保有に関する基準」に示されている保有割合をいう。)、保有割合の算出根拠、基金事業の実施状況等について、翌年度の6月30日までに経済産業大臣(以下「大臣」という。)に報告しなければならない。

- (2)機構は、経済安全保障推進法第43条第2項において準用する同法第34条第8項の規定により、毎事業年度、基金に係る業務に関する報告書を作成し、当該事業年度の終了後6か月以内に大臣に提出しなければならない。
- (3)機構は、基金事業開始から事業終了後5年後までの間、基金の管理・運用及び基金事業の実施の方法に重要な変更の必要性が生じた場合や基金事業の継続が困難になった場合は、速やかに大臣に報告し、その指示を受けなければならない。
- (4)機構は、基金事業の適正かつ円滑な実施に重大な支障が生じ、又は生ずるおそれがあると認められる場合には、経済産業省に速やかに報告するとともに、その指示を仰いだ上で、必要に応じて、基金事業に係る契約の相手先又は助成金の交付先(以下「実施者」という。)に対し改善等の指導を行うものとする。

#### 4. 基金の管理・運用方法

- (1)機構は、次の方法により基金に属する資金を管理・運用するものとする。
- ① 基金の管理については、資金の安全性と資金管理の透明性が確保される方法により行うものとし、基金の管理方法に関する具体的な内容については、事前に大臣の了解を得るものとする。
- ② 基金の運用については、以下のうち、独立行政法人通則法(平成11年法律第103号)第47条各号に掲げる方法によることとし、これ以外による場合は事前に大臣の了解を得るものとする。
  - ・国債、地方債その他確実かつ有利な有価証券の取得
  - ・金融機関への預金(普通預金又は定期預金)
  - ・元本に損失が生じた場合にこれを補塡する旨を定める契約を締結した金銭信託の受益権
- (2) 基金の運用によって生じた利子その他の収入金(実施者から、取得財産の処分に伴う収入その他の収入が得られた場合、これらの収入を含む。)は、当該基金に充てるものとし、他の費用に流用してはならない。
- (3) 基金事業に要する経費は別表第1によるものとし、このうち、半導体に係るもののうちグリーントランスフォーメーション(以下「GX」という。)に資するものとして別途経済産業省担当 課室が指示するもの及び蓄電池に係るものの管理については、別途大臣が通知するところによるものとする。
- (4) 基金からの支払に当たっては、支払額、その明細及びその根拠を示す書類を整え、実施するものとする。
  - なお、大臣は、必要に応じて、機構に基金の残高等に関する資料の提出を求めることができる ものとする。
- (5)機構が実施する業務のうち、事業全体の企画及び立案並びに根幹に関わる執行管理部分については、委託・外注を行ってはならない。また、機構が実施する業務に係る費用のうち委託・ 外注の額の合計の割合が50%を超える場合は、事前に大臣の了解を得るものとする。
- (6)機構は、自身が実施する業務を委託・外注する場合は、相見積もりを取り、相見積もりの中

で最低価格を提示した者を選定しなければならない。相見積もりを取らない場合又は最低価格を提示した者を選定しない場合等、競争性のない方法による場合には、その選定理由を明らかにした選定理由書を作成しなければならない。

- (7)機構は、自身が実施する業務を委託・外注(契約金額100万円未満は除く。)する場合、 業務の実施に要した経費の精算処理(契約書、見積書、請求書、業務日誌等の証憑類を確認 し、確認ができた経費のみ支払いを行うことをいう。以下同じ。)を実施しなければならな い。
- (8) 精算処理(委託先・外注先及びそれ以下の委託先・外注先を含む。以下同じ。)において、一般管理費を経費に対する一定の割合で計上する場合は、経済産業省が定める補助事業事務処理マニュアルの「一般管理費に関する経理処理」に記載の公募要領等において別途指定した場合と同じ率を上限とする。また、精算処理を行う委託先・外注先からさらに再委託・再外注を行う場合には、一般管理費の算定対象とする経費に再委託・再外注の経費(精算処理の対象か否かを問わない。)を含むことはできない。
- (9)機構は、自身が実施する業務を委託・外注(契約金額100万円未満は除く。)した場合は、当該業務に係る履行体制図(契約相手先名、契約金額、業務範囲等を記載したものをいう。以下同じ。)を、事業開始時及び毎年度末経過後速やかに大臣に提出しなければならない。
- (10)(9)の履行体制図は、事業開始時及び事業終了までの毎年度同時期(年度途中の大幅な変更があった場合はその時点を含む。)に、特定の者に不当に利益を与え又は不利益を及ぼす具体的なおそれがある場合を除き、経済産業省ホームページで公表するものとする。

#### 5. 基金の残額の扱い

機構は、基金事業の終了時において、基金に残余額がある場合は、これを国庫に返還するものとする。

6. 基金管理の実施が困難となった場合の報告

機構は、基金管理の実施が困難となった場合においては、速やかに大臣に報告し、その指示を受けなければならない。

#### 7. 基金管理の終了又は変更等

- (1) 大臣は、次に掲げる場合には、基金の管理・運用又は基金事業の全部若しくは一部について終了又は変更を命ずることができる。
- ① 機構が、法令、交付要綱、本実施要領又はこれらに基づく大臣の処分若しくは指示に違反した場合
- ② 機構が、基金を本実施要領に定める基金事業以外の用途に使用した場合
- ③ 機構が、基金の管理・運用又は基金事業の実施に関して不正、怠慢その他の不適切な行為をした場合
- ④ 前3号までに掲げる場合のほか、交付決定後に生じた事情の変更等により、基金の全部又は一部を継続する必要がなくなった場合
- (2) 大臣は、(1) の終了又は変更を命じた場合には、機構に対して、期限を付して、基金から支

出した金額に相当する金額について、基金に充当することを命ずることができるものとする。

- (3)(2)の期限内に基金に充当がなされない場合には、大臣は、未納に係る額に対して、その未納に係る期間に応じて年利3.0パーセントの割合で計算した延滞金の基金への充当を併せて命ずるものとする。
- (4)機構は、基金管理の終了後において、実施者から基金への返還があった場合には、これを国庫 に返還しなければならない。

#### 8. 基金の検査等

- (1) 大臣は、基金の管理・運用及び基金事業の実施の適正を期するため必要があると認めるときは、機構に対し報告を求め、又はその職員に事業場に立ち入り、帳簿書類その他の物件を検査させ、若しくは関係者に質問させることができるものとする。
- (2) 大臣は、(1) の検査等により、法令、交付要綱又は本実施要領の内容に適合しない事実が明らかになった場合には、機構に対し、適合させるための措置をとるべきことを命ずることができるものとする。
- (3) 大臣は、基金事業の適正な遂行のために必要があると認めたときは、(1) の検査等のほか、機構が行う委託先・外注先(それ以下の委託先・外注先を含む。) 又は実施者に対して、(1) の検査等を行うことができるものとし、機構は当該検査等の実施に必要な措置を講じるものとする。

#### 9. 重要な変更の報告

機構は、基金の管理・運用又は基金事業の指導監督に影響を及ぼし得る変更があった場合は、速やかに大臣に報告しなければならない。

#### 10. 余剰金の返還等

- (1) 大臣は、8.(1) 又は(3) に基づく検査等の結果、基金に余剰があると認めるときは、機構に対し、余剰金の返還を求めることができる。
- (2)機構は、(1)に基づく余剰金の返還請求を受けたときは、速やかに余剰金を国庫に返納しなければならない。

なお、余剰金の計算に疑義がある場合は、別途大臣と協議を行うものとする。

(3)機構は、(1)に基づく余剰金の返還請求を受けたときのほか、国立研究開発法人新エネルギー・産業技術総合開発機構法(平成14年法律第145号)第16条の6第3項の規定による命令を受けたときは、別途大臣が定める額を国庫に返納しなければならない。

#### 第3 基金事業

機構は、基金を用いて、基金事業を実施するものとする。

#### 1. 基金事業の目的等

本基金事業は、機構が、経済安全保障推進法第42条第2項の規定に基づき安定供給確保支援独立 行政法人に指定されたことに伴い、当該指定に係る同条第1項に規定する安定供給確保支援業務を 行うものである(認定供給確保事業者が認定供給確保計画において機構による助成金の交付の支援 措置を希望している場合に限る。)。本基金事業を終了する時期は未定とする。

#### 2. 基金事業の実施に係る規則等

機構は、基金事業の実施に当たり、経済産業省担当課室(以下「経済産業省」という。)に対して 事前に相談を行った上で、速やかに、必要な規則等(委託又は助成金の交付を行うための契約書、契 約約款、助成金交付規程等を含む。)を定め、経済産業省の承認を受けなければならない。これを変 更しようとするときも同様とする。その際、機構は、助成金交付規程において、経済安全保障推進法 第10条第3項又は第11条第3項において準用する同法第9条第6項の規定による通知があった 場合に、機構が助成金の交付先に対して行う交付決定の取消しに係る内容及びこれに基づき請求す る助成金の返還額に関しては、経済産業省からあらかじめ指示を受けた上で、当該指示に従い、交付 決定の取消又は助成金の返還請求を実施することについても定めることとする。

なお、助成金交付の補助率は別表第2に定める各区分に応じた補助率の上限以内とし、具体的な助成金交付の補助率は、認定供給確保計画ごとに、あらかじめ経済産業省から指示を受けることとし、また、助成金交付の対象経費に含めることに疑義があるものについては、あらかじめ経済産業省に協議するものとする。

#### 3. 基金事業の実施体制等

- (1)機構は、基金事業の円滑な実施のため、以下の対応を適切に行うための体制を整えなければならない。
- ① 基金事業の契約、助成金の交付、検査、支払手続及び進捗状況管理に係る業務
- ② その他基金事業の実施に係る業務
- (2) 具体的な実施体制の構築及び変更に当たっては、経済産業省に対して事前に相談しなければならない。

なお、経済産業省が実施体制に不十分な点があると判断した場合には、変更を指示し、これを 踏まえ、機構は実施体制の変更を行うものとする。

#### 4. 基金事業の実施

- (1) 実施状況の把握と国への報告
  - ・機構は、適正かつ円滑な実施を確保するために必要な報告を実施者に対して求め、基金事業の 実施状況(基金事業に係る契約及び助成金交付の状況、各委託事業及び助成事業の実施状況等 をいう。以下同じ。)の把握に努めるものとする。
  - ・機構は、基金事業の実施状況について、適時適切に経済産業省に報告するものとする。
  - ・機構は、助成金の交付に係る認定供給確保計画の継続生産の終了日が属する年度の終了まで、 助成金の交付先が当該助成金の交付により取得した財産を交付の目的に沿って使用している かについて、適切かつ継続的にフォローアップを行い、その結果について、毎事業年度の終了 後6か月以内に、経済産業省に報告するものとする。

#### (2) 実施者等の指導

・機構は、基金事業の実施状況を踏まえ、実施者に対して、必要に応じて改善等の指導及び助言を行うものとする。経済産業省は、必要と判断した場合には、機構又は実施者に対して、基金事業の実施状況の報告を求め、必要に応じて改善等の指導及び助言を行うことができるものとする。

#### (3) その他

・機構は、認定供給確保計画の事業期間に行う認定供給確保事業に対して助成金の交付をすることができる。

- ・機構は、基金事業の実施に際し知り得た情報や作成した資料等(提案資料など採択審査に関する資料、契約及び助成金交付に関する資料、進捗状況管理などに関する資料、その他実施者から提出された資料を含む。)について経済産業省から要求があった場合には、速やかに共有しなければならない。
- ・機構は、基金事業の実施方針等について経済産業省から指示があった場合には、従わなければならない。

#### 5. その他

- (1)機構は、基金事業の適正かつ円滑な実施に重大な支障が生じ、又は生ずるおそれがあると認められる場合には、経済産業省に速やかに報告するとともに、その指示を仰いだ上で、必要に応じて、実施者に対し改善等の指導を行うものとする。
- (2)機構における基金事業の実施に関して、基金事業の実施者が他者に損害等を与えた場合、機構は、これに要する費用については、機構の故意・過失の度合いに応じて、基金から支払わないことができるものとする。
- (3)機構は、本実施要領に疑義が生じたとき、本実施要領により難い事由が生じたとき、又は本実施要領に記載のない細部については、経済産業省と速やかに協議し、その指示に従うものとする。

#### 附則

本実施要領は、令和5年3月9日から施行する。

# 別表第1

# 基金事業に要する経費の区分

区分	内容
安定供給確保	安定供給確保支援事業(永久磁石に係るもの)に要する経費
支援事業費	
(永久磁石に	
係るもの)	
安定供給確保	安定供給確保支援事業(工作機械及び産業用ロボットに係るもの)に要
支援事業費	する経費
(工作機械及	
び産業用ロボ	
ットに係るも	
の)	
安定供給確保	安定供給確保支援事業(航空機の部品に係るもの)に要する経費
支援事業費	
(航空機の部	
品に係るも	
の)	
安定供給確保	安定供給確保支援事業(半導体に係るもののうちGXに資するものとし
支援事業費	て別途経済産業省担当課室が指示するもの) に要する経費
(半導体に係	安定供給確保支援事業(半導体に係るもののうち上欄に掲げるものを除
るもの)	く。)に要する経費
安定供給確保	安定供給確保支援事業(蓄電池に係るもの)に要する経費
支援事業費	
(蓄電池に係	
るもの)	
安定供給確保	安定供給確保支援事業(クラウドプログラムに係るもの)に要する経費
支援事業費	
(クラウドプ	
ログラムに係	
るもの)	
業務管理費(半	人件費、謝金、旅費、会議費、借料、資料購入費、消耗品費、通信運搬費、
導体に係るも	資料廃棄費、水道光熱費、システム運営費(維持・保守費、開発費含む)、
ののうちGX	広報費、印刷費(資料作成費含む)、雑役務費、委託・外注費、租税公課、
に資するもの	一般管理費、その他経済産業省が必要と認める経費(半導体に係るものの
として別途経	うちGXに資するものとして別途経済産業省担当課室が指示するもの及
済産業省担当	び蓄電池に係るもの)
課室が指示す	
るもの及び蓄	

電池に係るも の)	
業務管理費(上 欄に掲げるも のを除く。)	人件費、謝金、旅費、会議費、借料、資料購入費、消耗品費、通信運搬費、 資料廃棄費、水道光熱費、システム運営費(維持・保守費、開発費含む)、 広報費、印刷費(資料作成費含む)、雑役務費、委託・外注費、租税公課、 一般管理費、その他経済産業省が必要と認める経費(上欄に掲げるものを 除く。)

※基金事業の交付決定前に着手(発注、調達、購入等)する分も含めて経済安全保障推進法第9条第1項の供給確保計画の認定を受けた場合には、当該認定を受けた範囲において、基金事業の交付決定前に着手した分の経費を含む。

# 別表第2

# 基金事業の実施に係る助成金交付の補助率の上限

区分	助成金交付の補助率の上限
安定供給確保支	永久磁石製造設備に係る設備投資:1/3
援事業費(永久	永久磁石リサイクル設備に係る設備投資:1/2
磁石に係るも	技術開発:1/2
の)	
安定供給確保支	1/3
援事業費(工作	
機械及び産業用	
ロボットに係る	
もの)	
安定供給確保支	設備投資:1/3 (大型鍛造品・CMC のサプライチェーンの安定供給に資する設備
援事業費(航空	投資については 1/2)
機の部品に係る	認証取得・研究開発:1/2
もの)	
安定供給確保支	設備投資:1/3 (半導体原料に係る取組のうち、希ガスの生産施設・生産設備
援事業費(半導	の導入に資する取組であり、ネオンの製造に直接的に寄与する設備投資又は黄
体に係るもの)	リンのリサイクル施設・設備の導入に資する取組に関する設備投資(リサイク
	ル装置に限り、建屋等付帯設備は除く。) については 1/2)
	技術開発: 1/3
安定供給確保支	設備投資:1/3
援事業費(蓄電	技術開発: 1/2
池に係るもの)	
安定供給確保支	基盤クラウドプログラムの技術開発:1/3
援事業費(クラ	次世代に向けた基盤クラウドプログラムの開発に必要な生産基盤の整備
ウドプログラム	① 国立研究開発法人等*1・大学等*2.・地方独立行政法人・中小企業:1/2
に係るもの)	② 大企業その他の①以外の法人:1/3 (認定供給確保計画に基づき導入した
	高度な電子計算機の自社利用比率が取組期間にわたって 50%以下の場合は
	1/2)
	※1:国立研究開発法人及び独立行政法人
	※2:国公立大学、大学共同利用機関、私立大学及び高等専門学校

2023 年 3 月 15 日 2022 年度規程第 58 号

(目的)

第1条 この規程は、認定供給確保事業者(経済施策を一体的に講ずることによる安全保障の確保の推進に関する法律(令和4年法律第43号。以下「経済安全保障推進法」という。)第10条第1項に規定する認定供給確保事業者をいう。以下同じ。)が認定供給確保事業(同法第11条第1項に規定する認定供給確保計画に従って行われる特定重要物資等の安定供給確保のための取組に関する事業をいう。以下同じ。)を行うために必要な資金に充てるため国から交付される補助金により、国立研究開発法人新エネルギー・産業技術総合開発機構(以下「機構」という。)が造成する安定供給確保支援基金による安定供給確保支援基金事業(以下「事業」という。)の実施に関し、必要な事項を定めることを目的とする。

#### (適用)

第2条 事業の実施については、補助金等に係る予算の執行の適正化に関する法律(昭和30年法律第179号)、補助金等に係る予算の執行の適正化に関する法律施行令(昭和30年政令第255号)、国立研究開発法人新エネルギー・産業技術総合開発機構法(平成14年法律第145号)、国立研究開発法人新エネルギー・産業技術総合開発機構法施行令(平成15年政令第364号)、国立研究開発法人新エネルギー・産業技術総合開発機構の業務運営、財務及び会計並びに人事管理に関する省令(平成15年経済産業省令第120号)、経済安全保障推進法、安定供給確保支援基金補助金交付要綱(以下「交付要綱」という。)及び安定供給確保支援基金補助金実施要領(以下「実施要領」という。)並びに国立研究開発法人新エネルギー・産業技術総合開発機構新エネルギー・産業技術業務方法書及び安定供給確保支援基金の管理及び運用に関する機構達に定めるところによるほかこの規程による。

#### (事業の目的)

第3条 機構は、経済安全保障推進法第42条第2項の規定に基づき安定供給確保支援独立行政法人に指定されたことに伴い、当該指定に係る同条第1項に規定する安定供給確保支援業務として同法第31条第3項第1号に規定する認定供給確保事業者が認定供給確保事業を行うために必要な資金に充てるための助成金の交付及びこれに附帯する業務を実施することにより、特定重要物資等の安定的な供給の確保に貢献する。

#### (事業の実施)

- 第4条 機構は、国立研究開発法人新エネルギー・産業技術総合開発機構新エネルギー・産業技術業務方 法書第2章第1節第17条の2、第3章第4節並びに第5章第36条及び第37条の規定に準じて事業を 実施する。
- 2 機構は、経済産業大臣が策定した交付要綱及び実施要領に従い、事業の実施状況の把握、実施者に対

する改善等の指導等を実施する。

(雑則)

第5条 この規程に定めるもののほか、事業を実施するに当たって必要な事項は、別に定めることができる。

附則

この規程は、2023年3月15日から施行する。

2023 年 3 月 15 日 2022 年度機構達第 20 号

(目的)

第1条 この機構達は、認定供給確保事業者(経済施策を一体的に講ずることによる安全保障の確保の推進に関する法律(令和4年法律第43号。以下「経済安全保障推進法」という。)第10条第1項に規定する認定供給確保事業者をいう。以下同じ。)が認定供給確保事業(同法第11条第1項に規定する認定供給確保計画(以下単に「計画」という。)に従って行われる特定重要物資等の安定供給確保のための取組に関する事業をいう。以下単に「事業」という。)を行うために必要な資金に充てるため国から交付される補助金により、国立研究開発法人新エネルギー・産業技術総合開発機構(以下「機構」という。)が造成する基金(以下「基金」という。)の管理及び運用に関し必要な事項を定めることを目的とする。

#### (適用範囲)

第2条 機構が造成する基金の管理及び運用については、補助金等に係る予算の執行の適正化に関する 法律(昭和30年法律第179号)、補助金等に係る予算の執行の適正化に関する法律施行令(昭和30年 政令第255号)、国立研究開発法人新エネルギー・産業技術総合開発機構法(平成14年法律第145号)、 国立研究開発法人新エネルギー・産業技術総合開発機構法施行令(平成15年政令第364号)、国立研 究開発法人新エネルギー・産業技術総合開発機構の業務運営、財務及び会計並びに人事管理に関する省 令(平成15年経済産業省令第120号)、経済安全保障推進法、安定供給確保支援基金補助金交付要綱 及び安定供給確保支援基金補助金実施要領(以下「実施要領」という。)並びに国立研究開発法人新エ ネルギー・産業技術総合開発機構新エネルギー・産業技術業務方法書及び会計規程に定めるところによ るほか、この機構達の定めるところによる。

#### (基金の造成)

- 第3条 機構は、経済産業大臣(以下「大臣」という。)が認定した計画に従い認定供給確保事業者が行う事業に必要な資金に対する助成金の交付及びこれに附帯する業務(以下「基金事業」という。)を実施するため基金を造成するものとする。
- 2 機構は、基金事業の実施のために必要な場合には、大臣による交付決定を受けて、過年度に造成した 基金に積み増すことができるものとする。
- 3 機構が基金の管理を行う期間は、基金事業が終了し、その事業に係る精算が終了するまでとする。

#### (基本的事項の公表)

第4条 機構は、基金の名称、基金の額、基金のうち国庫補助金等相当額、基金事業の概要、基金事業の 目標について、基金造成又は積み増し後速やかに公表するものとする。

#### (報告)

- 第5条 機構は、基金事業が終了するまでの間、毎年度、基金の額(残高及び国庫補助金等相当額)、基金事業に係る収入・支出及びその内訳(今後の見込みを含む。)、保有割合(「補助金等の交付により造成した基金等に関する基準」(平成 18 年 8 月 15 日閣議決定)中「3 (3) 基金の保有に関する基準」に示されている保有割合をいう。)、保有割合の算出根拠、基金事業の実施状況等について、翌年度の6月30日までに大臣に報告しなければならない。また、機構は、年度上半期における経済安全保障推進法第31条第3項第1号に規定する助成金の交付状況(別表の基金事業に要する経費の区分のうち安定供給確保支援基金事業費に係る分)について同年度の12月28日までに大臣に報告しなければならない。
- 2 機構は、基金管理の実施が困難となった場合においては、速やかに大臣に報告し、その指示を受けなければならない。
- 3 機構は、基金の管理及び運用又は基金事業の指導監督に影響を及ぼしうる変更があった場合は、速 やかに、大臣に報告しなければならない。

#### (基金の経理等)

第6条 機構は、基金の収支状況を会計規程第11条に規定する会計帳簿等によって明らかにしておくとともに、その会計帳簿等その他大臣が定める様式による調書を整備し、基金の管理の終了した日の属する会計年度の終了後5年間、大臣からの要求があったときは、いつでも閲覧に供せるよう保存しておかなければならない。

#### (基金の管理及び運用)

- 第7条 機構は、基金の管理については、資金の安全性と資金管理の透明性が確保される方法により行う ものとし、基金の管理方法に関する具体的な内容については、事前に大臣の了解を得るものとする。
- 2 機構は、基金の運用については、以下のうち、独立行政法人通則法(平成 11 年法律第 103 号) 第 47 条各号に掲げる方法によることとする。
  - 一 国債、地方債その他確実かつ有利な有価証券の取得
  - 二 金融機関への預金(普通預金又は定期預金)
  - 三 元本に損失が生じた場合にこれを補填する旨を定める契約を締結した金銭信託の受益権
- 3 機構は、基金の運用によって生じた利子その他の収入金(基金事業に係る契約の相手先又は助成金の交付先(以下「実施者」という。)から、取得財産の処分に伴う収入、収益納付に伴う収入、その他の収入が得られた場合、これらの収入を含む。)は、当該基金に充てるものとし、他の費用に流用してはならない。
- 4 基金事業の実施に要する経費は、別表によるものとする。
- 5 基金からの支払いに当たっては、年度計画に定める予算の範囲内で、支払額、その明細及びその根拠 を示す書類を整え、実施するものとする。

# (基金管理委員会)

- 第8条 前条に掲げる基金の管理及び運用に関し、必要な事項を審議するため、機構に基金管理委員会 (以下「委員会」という。)を設置する。
- 2 委員会では、次の各号に掲げる事項を審議する。

- 一 基金の取扱金融機関及び資金運用に関する事項
- 二 基金の支出に関する重要事項
- 三 その他基金の資金運用に関する必要事項
- 3 委員会は、理事長、副理事長、総務担当理事、経理部担当理事、基金事業を所掌する部等(以下「主管部」という。)担当理事、総務部長、経理部長、主管部長、その他委員長があらかじめ指名する者をもって構成し、委員長は理事長をもって充てる。ただし、委員長が不在であって、かつ、緊急に案件処理を必要とする場合には、委員長があらかじめ指名する委員が、その職務を代行する。
- 4 委員長は、必要と認める場合には、外部の専門的知識を有する者を委員会に出席させ、意見を聴くことができる。
- 5 委員会は、委員長が招集し、委員の過半数の出席をもって成立するものとする。ただし、委員長が必要と認めたときは、書面により委員会を開催することができる。
- 6 委員会の事務は、主管部及び経理部が担当する。

#### (国庫納付)

- 第9条 機構は、基金事業の終了時において、基金に残余がある場合は、これを国庫に納付するものとする。
- 2 機構は、基金の額が基金事業等の実施の状況その他の事情に照らして過大であると大臣が認めた場合は、速やかに、交付を受けた補助金の全部又は一部に相当する金額を国庫に納付しなければならない。
- 3 機構は、実施要領中「第2 8.基金の検査等」に規定する大臣等による基金の検査等の結果、大臣 が基金に余剰があると認める場合に、余剰金の返還を求められたときは、速やかに余剰金を国庫に納付 しなければならない。ただし、大臣が請求する余剰金の計算に疑義がある場合は、大臣と協議を行うものとする。
- 4 機構は、基金の管理の終了後において、実施者から基金への返還があった場合には、これを国庫に納付しなければならない。

## 附則

この機構達は、2023年3月15日から施行する。

# 別表

基金事業に要する経費の区分

区分	内容
安定供給確保支援事業費	安定供給確保支援事業(永久磁石に係るもの)に要する経
(永久磁石に係るもの)	費
安定供給確保支援事業費	安定供給確保支援事業(工作機械及び産業用ロボットに係
(工作機械及び産業用ロ	るもの)に要する経費
ボットに係るもの)	

区分	内容
安定供給確保支援事業費	安定供給確保支援事業(航空機の部品に係るもの)に要す
(航空機の部品に係るも	る経費
Ø)	
安定供給確保支援事業費	安定供給確保支援事業(半導体に係るもののうちGXに資
(半導体に係るもの)	するものとして別途経済産業省担当課室が指示するもの)
	に要する経費
	安定供給確保支援事業(半導体に係るもののうち上欄に掲
	げるものを除く。)に要する経費
安定供給確保支援事業費	安定供給確保支援事業(蓄電池に係るもの)に要する経費
(蓄電池に係るもの)	
安定供給確保支援事業費	安定供給確保支援事業 (クラウドプログラムに係るもの)
(クラウドプログラムに	に要する経費
係るもの)	
業務管理費(半導体に係る	人件費、謝金、旅費、会議費、借料、資料購入費、消耗品
もののうちGXに資する	費、通信運搬費、資料廃棄費、水道光熱費、システム運営
ものとして別途経済産業	費(維持・保守費、開発費含む)、広報費、印刷費(資料作
省担当課室が指示するも	成費含む)、雑役務費、委託・外注費、租税公課、一般管理
の及び蓄電池に係るもの)	費、その他経済産業省が必要と認める経費(半導体に係る
	もののうちGXに資するものとして別途経済産業省担当
	課室が指示するもの及び蓄電池に係るもの)
業務管理費(上欄に掲げる	人件費、謝金、旅費、会議費、借料、資料購入費、消耗品
ものを除く。)	費、通信運搬費、資料廃棄費、水道光熱費、システム運営
	費(維持・保守費、開発費含む)、広報費、印刷費(資料作
	成費含む)、雑役務費、委託・外注費、租税公課、一般管理
	費、その他経済産業省が必要と認める経費(上欄に掲げる
	ものを除く。)

※基金事業の交付決定前に着手(発注、調達、購入等)する分も含めて経済安全保障推進法第9条第1項の供給確保計画の認定を受けた場合には、当該認定を受けた範囲において、基金事業の交付決定前に着手した分の経費を含む。

## 参照条文等

- ○経済施策を一体的に講ずることによる安全保障の確保の推進に関する法律(令和4年法律第43号)(抄) (供給確保計画の認定)
- 第九条 特定重要物資等の安定供給確保を図ろうとする者は、その実施しようとする特定重要物資等の安定 供給確保のための取組(以下この条において「取組」という。)に関する計画(以下この節及び第二十九 条において「供給確保計画」という。)を作成し、主務省令で定めるところにより、主務大臣に提出して、 その認定を受けることができる。

#### $2 \sim 4$ (略)

(供給確保計画の変更)

第十条 前条第一項の認定を受けた者(以下この章において「認定供給確保事業者」という。)は、当該認定に係る供給確保計画を変更するときは、主務省令で定めるところにより、あらかじめ、主務大臣の認定を受けなければならない。ただし、主務省令で定める軽微な変更については、この限りでない。

#### $2 \sim 3$ (略)

(供給確保計画の認定の取消し)

第十一条 主務大臣は、認定供給確保事業者が認定を受けた供給確保計画(前条第一項の規定による変更の 認定又は同条第二項の規定による変更の届出があったときは、その変更後のもの。以下この章において「認 定供給確保計画」という。)に従って特定重要物資等の安定供給確保のための取組を行っていないと認め るときは、その認定を取り消すことができる。

#### $2 \sim 3$ (略)

- ○経済施策を一体的に講ずることによる安全保障の確保の推進に関する法律施行令(令和4年政令第394号) (特定重要物資の指定)
- 第一条 経済施策を一体的に講ずることによる安全保障の確保の推進に関する法律(第三条第十三号を除き、以下「法」という。)第七条の規定に基づき、次に掲げる物資を特定重要物資として指定する。

 $-\sim$ 二 (略)

- 三 永久磁石
- 四 工作機械及び産業用ロボット
- 五 航空機の部品(航空機用原動機及び航空機の機体を構成するものに限る。)
- 六 半導体素子及び集積回路
- 七 蓄電池
- ハ インターネットその他の高度情報通信ネットワークを通じて電子計算機 (入出力装置を含む。) を他人の情報処理の用に供するシステムに用いるプログラム

九~十一(略)

○国立研究開発法人新エネルギー・産業技術総合開発機構法(平成 14 年法律第 145 号)(抄) (安定供給確保支援基金の設置等)

- 第十六条の六 機構は、経済産業大臣が通則法第三十五条の四第一項に規定する中長期目標において安定供 給確保支援業務に関する事項を定めた場合には、経済施策を一体的に講ずることによる安全保障の確保の 推進に関する法律第四十三条第一項に規定する基金(次項及び次条第二項において「安定供給確保支援基 金」という。)を設け、次項の規定により交付を受けた補助金をもってこれに充てるものとする。
- 2 政府は、予算の範囲内において、機構に対し、安定供給確保支援基金に充てる資金を補助することができる。
- 3 経済産業大臣は、経済施策を一体的に講ずることによる安全保障の確保の推進に関する法律第十条第三項又は第十一条第三項において準用する同法第九条第六項の規定による通知をした場合において、必要があると認めるときは、機構に対し、前項の規定により交付を受けた補助金の全部又は一部に相当する金額を国庫に納付すべきことを命ずるものとする。
- 4 前項の規定による納付金の納付の手続及びその帰属する会計その他国庫納付金に関し必要な事項は、政令で定める。
- ○国立研究開発法人新エネルギー・産業技術総合開発機構新エネルギー・産業技術業務方法書(経済産業大 臣認可平成 15 年 10 月 1 日)(抄)

(安定供給確保支援業務の方法)

- 第17条の2 機構は、機構法第15条第15号に規定する経済施策を一体的に講ずることによる安全保障の確保の推進に関する法律(令和4年法律第43号。以下「経済安全保障推進法」という。)第42条第1項に規定する安定供給確保支援業務(同条第2項の規定による指定に係るものに限る。)については、機構法第16条の6第1項及び第2項に基づき、上記業務に要する費用に充てるため国から交付される補助金により設けた基金(以下「安定供給確保支援基金」という。)により、特定重要物資等の安定供給確保のための取組に関する事業を促進する。
- 2 安定供給確保支援基金の設置及び業務の実施に必要な事項については、別に定めるところによる。
- 3 第 11 条の規定は、機構法第 15 条第 15 号に規定する経済安全保障推進法第 42 条第 1 項に規定する附 帯業務について準用する。
- ○国立研究開発法人新エネルギー・産業技術総合開発機構第4期中長期目標(経済産業大臣決定平成30年2月28日)(抄)

# Ⅲ. 研究開発成果の最大化その他の業務の質の向上に関する事項

第4期中長期目標期間においては、研究開発成果の最大化その他の業務の質の向上のため、以下のとおり、上記ミッションを実現するため、1.から6.の業務項目毎に取組を行うものとする。また、NEDOの業務活動が、①エネルギーシステム分野、②省エネルギー・環境分野、③産業技術分野、④新産業創出・シーズ発掘等分野、⑤特定公募型研究開発業務、⑥特定半導体の生産施設整備等の助成業務及び特定重要物資の安定供給確保支援業務に分類されることから、当該分類を一定の業務等のまとまりと捉えて「評価単位」とする。評価に当たっては、別紙の評価軸等に基づき実施するものとする。なお、異分野の技術の融合がますます重要になってきていることを踏まえ、評価単位の設定による内部の縦割りを助長することのないよう十分留意するとともに、分野横断の視点で全体を俯瞰しつつ、異分野の技術の融合を図る技術開発マネジメントにも適切に取り組むものとする。

 $1 \sim 5$  (略)

6. 特定半導体の生産施設整備等の助成業務及び特定重要物資の安定供給確保支援業務の実施 NEDOは、以下の業務を実施する。

(略)

#### ②特定重要物資の安定供給確保支援業務

経済施策を一体的に講ずることによる安全保障の確保の推進に関する法律(令和4年法律第43号。以下「経済安全保障推進法」という。)第42条第2項の規定に基づき、経済産業大臣から安定供給確保支援独立行政法人としてNEDOが指定されたことを踏まえ、当該指定に係る特定重要物資の安定供給確保支援業務を行うことにより、経済安全保障の観点から当該特定重要物資のサプライチェーンの強靱化に寄与していくものとする。

NEDOは経済産業省と密接に連携し、経済安全保障推進法に基づき、安定供給確保に取り組む事業者に対し、国立研究開発法人新エネルギー・産業技術総合開発機構法(平成 14 年法律第 145 号)第 16 条の 6 に規定する安定供給確保支援基金を設置し、安定供給確保支援業務を行う。

○目標6. - 2

#### 【目標】

NEDOは、早期の事業執行に向けて、安定供給確保支援基金の設置及び関係規程の整備を進めるものとする。

国立研究開発法人新エネルギー・産業技術 総合開発機構令和4年度安定供給確保支援 基金事業に関する報告書に付する経済産業 大臣の意見 経済施策を一体的に講ずることによる安全保障の確保の推進に関する法律 (令和4年法律第43号)第43条第2項において準用する同法第34条第9 項の規定に基づき、国立研究開発法人新エネルギー・産業技術総合開発機構令和 4年度安定供給確保支援基金事業に関する報告書に付する経済産業大臣の意見 は次のとおりである。

経済産業大臣

令和4年度安定供給確保支援基金事業については、以下の点から、透明性・公正性に十分留意したものであり、適正であったと認められる。

- 1. 国立研究開発法人新エネルギー・産業技術総合開発機構においては、事業の効果的な運用を目指し、経済産業省と協議を行い、体制・規程を整備した上で、基金を造成するなど、着実に業務を実施した。
- 2. 基金の管理については、経済施策を一体的に講ずることによる安全保障の確保の推進に関する法律(令和4年法律第43号)第43条第3項及び安定供給確保支援基金補助金実施要領(20230307財官第1号)第2の4. の規定に基づき、資金の安全性と資金管理の透明性を確保し、適切な運用が図られた。